

# 次期練馬区障害者計画・第八期障害福祉計画・第四期障害児福祉計画の策定について

## 1 計画の位置づけ

「第3次みどりの風吹くまちビジョン」の障害者福祉分野の個別計画  
障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定  
国の障害者基本計画、東京都障害者計画および計画策定に係る国の基本指針等  
を踏まえ策定

第3次みどりの風吹くまちビジョン

一体的に作成

計画名	根拠	内容	計画期間
練馬区障害者計画	障害者基本法	障害者の自立と参加の支援等のための施策に関する基本的な計画 ビジョン・APの下位計画として策定するため、構成は上位計画に合わせる。	令和9年度～14年度
練馬区障害福祉計画	障害者総合支援法	障害福祉サービス等の提供体制を確保するための計画 基本指針に基づき目標やサービス供給見込み量を設定	令和9年度～11年度
練馬区障害児福祉計画	児童福祉法	障害児通所支援等の提供体制を確保するための計画 基本指針に基づき目標やサービス供給見込み量を設定	

関連計画等

国・東京都

練馬区

- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
- ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
- ・手話に関する施策の推進に関する法律
- ・障害者基本計画（国）
- ・東京都障害者・障害児施策推進計画

- ・地域福祉計画
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・子ども子育て支援事業計画
- ・健康づくりサポートプラン
- ・自殺対策計画 など

## 2 現行計画で定める施策

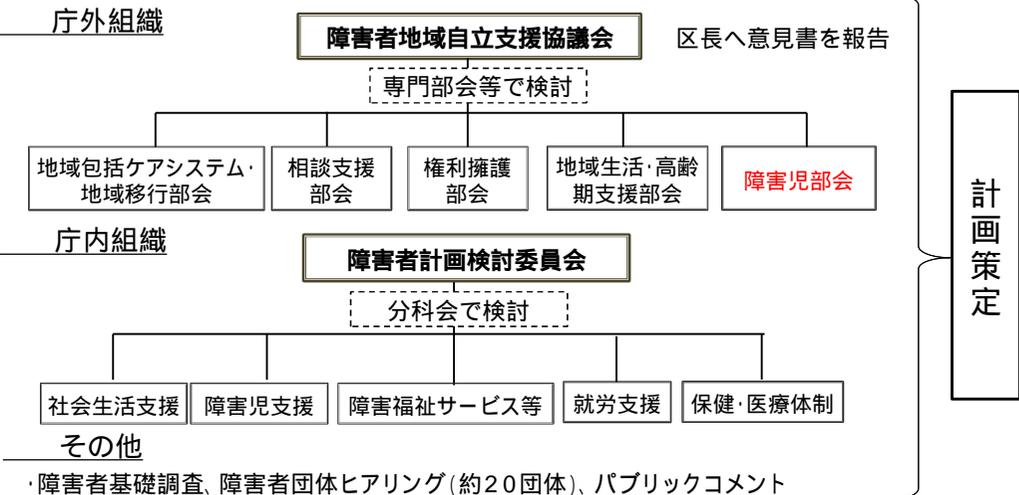
練馬区障害者計画	
施策1	障害福祉サービス基盤の整備と住まいの確保
施策2	相談支援体制の強化
施策3	就労支援の充実
施策4	障害児の健やかな成長を支援
施策5	安心して暮らせる共生社会の実現と社会参加の促進
施策6	保健・医療体制の充実

### 障害福祉計画・障害児福祉計画

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行等
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3	地域生活支援拠点等有する機能の充実
4	福祉施設等から一般就労への移行等
5	発達障害者等に対する支援
6	障害児支援の提供体制の整備等
7	相談支援体制の充実・強化等
8	障害福祉サービス等の質の向上

## 3 計画策定の体制

自立支援協議会を庁外検討の場とし、具体的な検討は専門部会で行う。検討に当たり、専門部会に当事者委員等を新たに追加するとともに、障害児部会を設置する。

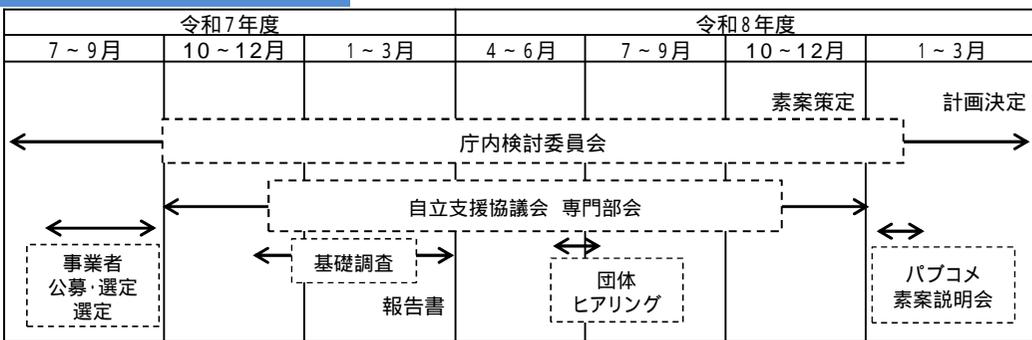


## 4 障害者基礎調査（令和7年12月実施）

- ・障害者の生活実態、意向、ニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料
- ・令和5年度障害者基礎調査の項目を基本とし、基本指針の見直し等を見据えた項目を追加

調査名	内容
障害者調査	区内在住または施設入所している障害者約4,850人を対象に80問程度 障害特性に応じ、対象ごとに調査票を作成 身体障害、知的障害、精神障害、難病、施設入所、障害児通所支援利用者
事業所調査	区内障害福祉サービス等を提供する全事業所約350事業所を対象に50問程度

## 5 スケジュール



# 手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）概要 （令和7年法律第78号）

## 目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月  
日本でデフリンピック初開催

## 基本理念（2条）

- ① **手話の習得・使用**に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、**手話文化の保存・継承・発展**が図られるようにする
- ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、**手話に関する国民の理解と関心**を深めるようにする

## 国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

## 基本的施策（6条～18条）

### ① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

### ② 学校における手話による教育等（7条）

- 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- 手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

### ③ 大学等における配慮（8条）

- 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

### ④ 職場における環境の整備（9条）

- 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

### ⑤ 地域における生活環境の整備等（10条）

- 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
- 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

### ⑥ その他の手話の習得の支援（11条）

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

### ⑦ 手話文化の保存・継承・発展（12条）

手話文化：手話及び手話による文化的所産

- 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

### ⑧ 国民の理解と関心の増進（13条）

- 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

### ⑨ 手話の日（14条）

- 9月23日を「手話の日」とする

### ⑩ 人材の確保等（15条）

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

### ⑪ 調査研究の推進等（16条）

- 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
- 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

### ⑫ 国際交流の推進（17条）

- 手話を使用する者の国際的交流の支援
- 手話文化に関する情報交換等の活動の支援

### ⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（18条）

- 障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）
- 手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）
- 施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）

※施行期日：令和7年6月25日